

草津市市民参加条例 (案)

パブリック・コメント用

草 津 市

目 次

前文

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 市民の役割
- 第 4 条 執行機関の役割
- 第 5 条 市民参加の対象
- 第 6 条 市民参加の手法
- 第 7 条 意向調査の実施
- 第 8 条 審議会等の委員の選任等
- 第 9 条 審議会等の公開等
- 第 10 条 パブリックコメントの実施
- 第 11 条 市民説明会等の実施
- 第 12 条 市民参加の推進と評価
- 第 13 条 市民参加の状況の公表
- 第 14 条 委任

(前文)

草津市は、市政運営における最も基本となる上位規範として草津市自治体基本条例を制定し、その基本原則の一つとして「市民参加」を謳っています。

私たち草津市民は、積極的に市政に参加することにより、私たちが持つ経験や知識を市政に生かし、地域コミュニティ活動をはじめとした様々なまちづくりの活動を通じ、草津がよりよいまちになるための担い手として行動することが大切であると考えます。

市政運営においては、市民の有する多様性が尊重され、それを踏まえた市民参加が推進されることが重要であり、市民が積極的に市政に参加することによって、市政への信頼関係をつくることができます。また、市政運営における「市民ニーズの把握」「合意の形成」「計画・成果のパブリックチェック」「情報の共有・相互理解・交流」といった効果も大いに期待されるところです。

このことから、草津市自治体基本条例のもと、市政に参加する権利を有する市民が、より積極的に市政に参加できるよう、必要な手続について規定する「草津市市民参加条例」をここに制定します。

【条項のねらい】

「草津市市民参加条例」は、市政への参加を円滑に進める手続きを定めるものとして、自治体としての草津市の上位規範である「草津市自治体基本条例（以下「基本条例」という。）」に基づいて定めるものです。

草津市のまちづくりは、草津市に関わりを有する多様な市民が主体である観点からすると、本来「市民参加」という言葉には市政への参加にとどまらず、地域コミュニティへの活動など、さまざまな参加の形態が含まれると考えられます。

とりわけ、市政への参加の場面においては、市民が有する多様性が尊重され、それらを踏まえた市民参加が推進されることにより、市民の市政に対する信頼と期待感が生まれます。

前文では、こうしたことを踏まえた上で、基本条例に掲げる市民参加を保障し推進するための仕組みを規定する草津市市民参加条例を制定することを宣言しています。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加が円滑に機能するよう、必要な要件や手続等基本的な事項を定めることにより、市民参加を推進することを目的とする。

【条項のねらい】

基本条例の規定を受けて、この条例の目的が市民参加の基本原則や具体的な仕組みを定めるものであることを明記しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、通勤もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および公平委員会をいう。
- (3) 市民参加 執行機関が実施する政策における課題の発見、立案、実施、評価等（以下「政策過程」という。）の各過程における、市民の主体的な参加をいう。

【条項のねらい】

市民参加の主体である市民は、性別や年齢、国籍など、市民が有する多様性の尊重を前提に捉え、市内に居住する者だけではなく、市内に通勤・通学する人や市内で活動する団体や事業者を含むことを定義しています。また、執行機関が、市長と各行政委員会等（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および公平委員会）であることを定義しています。その上で、本条例でいう市民参加が、執行機関が実施する政策における課題の発見、立案、実施、評価の各過程において、市民が主体的に参加することであると定義しています。

(市民の役割)

第3条 市民は、地域社会の担い手の立場から、お互いの立場を尊重しつつ、市民参加に努めるものとする。

【条項のねらい】

市政への参加の権利は、市民が本来的に有している権利であり、参加する市民に求められる一定の責任・責務は、市民参加が実践される過程での対話等の中で高められると考えています。その考えのもとで、市民に地域社会の「担い手」の立場の自覚と相互尊重を役割として規定しています。

(執行機関の役割)

第4条 執行機関は、市民が円滑に市民参加の機会を得ることができるよう、必要な環境整備および情報提供に努めなければならない。

- 2 執行機関は、市民参加により得られた市民からの意見等を十分考慮し、市政に反映されるよう努めなければならない。
- 3 執行機関は、前項の意見等を考慮した結果について、市民に対してわかりやすく説明しなければならない。
- 4 執行機関は、市民参加の手續において、個人情報の保護を徹底しなければならない。
- 5 執行機関は、第2項の意見等以外の意見等についても、同項の規定に基づき検討するよう努めるものとする。
- 6 執行機関は、次条第1項に規定する事項以外のものについても、市民参加が推進されるよう努めるものとする。

【条項のねらい】

執行機関の役割として、(第1項)市民参加が円滑に行われるための環境の整備と市民への情報提供についての努力義務、(第2項)市民参加によって得られた市民意見・提案の市政への反映についての努力義務、(第3項)その市民意見・提案について考慮した結果について平易な説明を行う義務などを規定しています。併せて、(第4項)個人情報保護の遵守の徹底、(第5項)執行機関が実施する市民参加の手法以外の手法で出される意見等の市政への反映についての努力義務、(第6項)市民参加の対象の範囲拡大の努力義務についても定めています。

(市民参加の対象)

第5条 市民参加の対象となる事項（以下「対象事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な事項を定める計画等の策定または変更
- (2) 市の基本的な方針を定める条例および市民に義務を課し、権利を制限することを規定する条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃
- (3) 広く市民の公共の用に供される大規模な施設（建築物に限る。）の設置に係る計画等の策定または変更
- (4) 広く市民生活に直接かつ重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。

- (1) 内容の変更等が軽易なもの
- (2) 改定や変更等を緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (4) 市の内部の事務処理等に関するもの

3 執行機関は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、その理由を公表しなければならない。

【条項のねらい】

執行機関は従来から市民参加を推進してきましたが、市民参加の実施の対象事項についての明確な基準がなく、業務を担当する所管により、その都度判断がなされてきました。

そのため、対象事項の基準には差異が生じることとなり、このような状況を改善するため、統一的な基準を設け、市民参加の対象事項を明らかにしたものです。

執行機関における、市民参加の対象事項についての統一的な基準として、（第1項）市民参加実施の義務があるもの、（第2項）実施義務があるもののうち、例外的に対象としないことができるものを規定するとともに、（第3項）例外的に対象としなかった場合の説明責任を果たす義務について明記しています。

(市民参加の手法)

第6条 執行機関は、対象事項を実施するときは、次の各号に掲げる政策過程の各段階において、当該各号に掲げる効果が得られるよう、市民参加の手法を選択するものとする。

- (1) 「課題の発見」段階 市民ニーズの把握
- (2) 「立案」段階 合意の形成および計画のパブリックチェック（広く市民に点検されることをいう。以下同じ。）
- (3) 「実施」段階 情報の共有等
- (4) 「評価」段階 成果のパブリックチェック

2 前項の規定による選択は、次に掲げる手法のうちから行うものとする。ただし、前項第2号の段階においては、少なくとも第3号に掲げる手法を選択しなければならない。

- (1) アンケート等の意向調査
- (2) 審議会等の設置
- (3) パブリックコメント
- (4) 市民説明会等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる効果を得るのに適した手法

3 執行機関は、市民参加の新たな手法の開発に努めるものとする。

【条項のねらい】

市民参加の機会を保障するため、政策過程の各段階において、市民参加による効果が得られるようにすることとしています。どの段階のものも市民参加において当然求められるものであり、各々の段階で、それに応じた効果がもたらされるようにする必要があります。

市民参加の対象事項において、執行機関が市民参加を実施するとき、（第1項）政策過程の各段階において、市民参加による効果が得られるようにすること、（第2項）さまざまな市民参加の手法を適切な時期に、場合によっては複数組み合わせ用いることを示しています。また、（第3項）市民参加の新たな手法の開発についての努力規定についても定めています。

(意向調査の実施)

第7条 執行機関は、意向調査を実施するに当たっては、その目的を明らかにしなければならない。

- 2 執行機関は、意向調査を実施したときは、その結果について非公開情報（草津市情報公開条例(平成16年草津市条例第21号)第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）を除き、速やかに公表しなければならない。

【条項のねらい】

意向調査を実施する場合の執行機関の義務として、（第1項）その目的を明らかにする義務、（第2項）結果の公表の義務について規定しています。

(審議会等の委員の選任等)

第8条 執行機関は、審議会その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選考する市民を含めるものとする。

- 2 執行機関は、審議会等の委員を公募するに当たっては、選考基準その他選考の方法をあらかじめ公表しなければならない。
- 3 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考したときは、速やかに応募の状況その他選考の結果を公表しなければならない。
- 4 執行機関は、審議会等の委員を公募するに当たっては、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。
- 5 執行機関は、審議会等の委員間の議論が十分に行われるよう、会議の運営等に配慮しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会等の委員の選任等に関し必要な事項は、別に定める。

【条項のねらい】

執行機関が審議会等を設置する場合、市民の多様な意見が反映されるよう委員構成に配慮しつつ、（第1項）委員に原則として公募市民を含めること、（第2項）公募委員の選定基準公表の義務、（第3項）応募状況などの選考結果の公表義務、（第4項）多様な市民意見を市政に反映することの努力規定、（第5項）闊達な議論のための会議運営の配慮義務などについて定めています。

(審議会等の公開等)

第9条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されているとき。
- (2) 非公開情報に該当すると認められる事項を議事とするとき。
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

2 執行機関は、審議会等が会議を非公開とする場合には、その理由を明らかにしなければならない。

3 執行機関は、審議会等の会議を開催するに当たっては、緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、あらかじめ開催日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。

4 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会等の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

【条項のねらい】

(第1項) 審議会等の原則公開、全部または一部を非公開とできる場合について示し、(第2項) 非公開とした場合の理由の説明について、執行機関の義務を規定しています。また、執行機関に対し、(第3項) 会議開催の日時や場所等についての事前の公表の義務、(第4項) 会議録の作成と公表の義務などを規定しています。

(パブリックコメントの実施)

第10条 執行機関は、パブリックコメントを実施するときは、対象事項の案を公表しなければならない。

2 執行機関は、パブリックコメントを実施するときは、少なくとも1月以上の意見および情報の提出期間、提出方法等を定めなければならない。ただし、提出期間について執行機関が特に必要と認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 前2項に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し必要な事項は、別に定める。

【条項のねらい】

パブリックコメントとは、執行機関が政策等の案を公表し、案に対して市民から意見を募集し、その意見を参考にして政策等の意思決定を行うとともに、意見に対する市の機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。

パブリックコメントを実施する場合の執行機関の義務として、(第1項)対象事項の案の公表の義務、(第2項)実施期間を1月以上確保する義務などを規定しています。

(市民説明会等の実施)

第11条 執行機関は、市民説明会等を開催するに当たっては、あらかじめ開催日時、開催場所、趣旨等を公表しなければならない。

2 執行機関は、市民説明会等を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。

【条項のねらい】

市民説明会等を実施する場合の執行機関の義務として、(第1項)会議開催の日時や場所等についての事前の公表の義務、(第2項)会議録の作成と公表の義務などを規定しています。

(市民参加の推進と評価)

第12条 市長は、市民参加を推進または評価するため、草津市市民参加推進評価委員会（以下「推進評価委員会」という。）を設置するものとする。

2 推進評価委員会は、市民参加の進捗および達成の状況を評価し、および市民参加の手法について検討し、市長に市民参加の推進に係る提言を行うものとする。

3 推進評価委員会の委員は、7人以内とする。

4 推進評価委員会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

【条項のねらい】

この条例に基づいて市民参加を推進するにあたり、（第1項）制度の運用状況などを市民の視点で評価するため、附属機関である「草津市市民参加推進評価委員会」の設置を規定しています。また、推進評価委員会は、（第2項）市民参加の進捗および達成の状況を評価し、市民参加の手法について検討し、市長に提言するものとしています。

(市民参加の状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、執行機関の市民参加の進捗および達成の状況を取りまとめ、推進評価委員会の評価に付し、その結果を公表するものとする。

【条項のねらい】

執行機関の市民参加の進捗および達成の状況について取りまとめ、推進評価委員会に評価いただき、その結果を毎年度1回公表することを市長に義務付けています。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。